

年次レポート 2016

平成27年度実績報告

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

The Japan Containers and
Packaging Recycling Association



CONTENTS

年次レポート2016
平成27年度実績報告

- 01 **ごあいさつ**
「年次レポート2016」の発行にあたって
- 02 協会概要
- 03 **平成27年度のモノの流れ・お金の流れ**
- 05 **平成27年度・主な取り組み**
 - 05 トピックス
 - 07 普及・啓発、情報収集・提供
 - 08 内外関係機関との交流・協力
 - 09 再商品化の実施
 - 10 年間スケジュール
- 11 **平成27年度・再商品化実績**
 - 13 素材別の利用状況
 - 15 特定事業者関連
 - 16 市町村関連
 - 17 再商品化事業者関連
- 18 **容り法の成果**

ごあいさつ



公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会
理事長 足立 直樹

特定事業者・市町村及び一部事務組合・再商品化事業者の皆さまを始め、ご関係の皆さま方には、平素より当協会が国の指定法人として行なっております“再商品化事業”に、多大なるご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。家庭から資源ごみとして出される使用済み容器包装のリサイクルが、より一層円滑かつ効率的に行なわれるよう、当協会として力を尽くして参りたいと存じます。

さて、容器包装リサイクル法の第2回目の見直しのための産業構造審議会及び中央環境審議会の合同会合が、平成25年9月から18回開催され、本年5月に「容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」がまとめられました。これまで一般廃棄物最終処分場の延命化や、排出総量の削減、事業者による容器包装の軽量化の推進など、様々な成果が挙げられて参りました。今後は、容器包装リサイクル制度の次のステージとして、各ステークホルダーの連携・協力のもとに、より一層の再商品化の品質の向上と効率化につながる仕組みづくりが期待されます。当協会としても、その方向性に資する調査・研究、データ提供などを進めて参りたいと思っております。

さらに公益財団法人として、ガバナンスの向上とコンプライアンスの徹底を通じて、再商品化に関わるすべての皆さまから信頼され支持される組織運営及び事業展開に努めるとともに、事業活動の透明性を高めるべく、積極的な情報開示を行なっております。

ご関係の皆さまには、今後とも、当協会事業に対する一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

「年次レポート2016」の発行にあたって

公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会(以下、容り協)および事業活動について各主体の皆さまにご理解いただくために、昨年度より「年次レポート」を発行しました。皆さまとの相互協力関係がさらに深まり、再商品化事業の進展につながることを目的に、毎年、年次レポートを作成し、実績データや再商品化事業への取り組みなどをわかりやすい表現で情報開示することに努めます。

本レポートでは、“主な取り組み”において、対象年度の取り組みの中から特徴的な活動をトピックスとして紹介、さらに、定例的な業務や対象年度に実施した活動を取り上げています。また、“再商品化実績”は最新の実績数値に加えて経年数値を併記し報告する構成になっています。

この「年次レポート2016」は、容り協ホームページ(<http://www.jcpra.or.jp/>)でもご覧いただけます。より詳しい情報についても掲載しておりますので、どうぞご利用ください。

●対象期間

平成27年度(27年4月1日~28年3月31日)
一部対象期間前後の活動についても報告しています。

●発行日

平成28年8月(次回の発行予定は29年8月)

●本レポートに関するお問合せ先

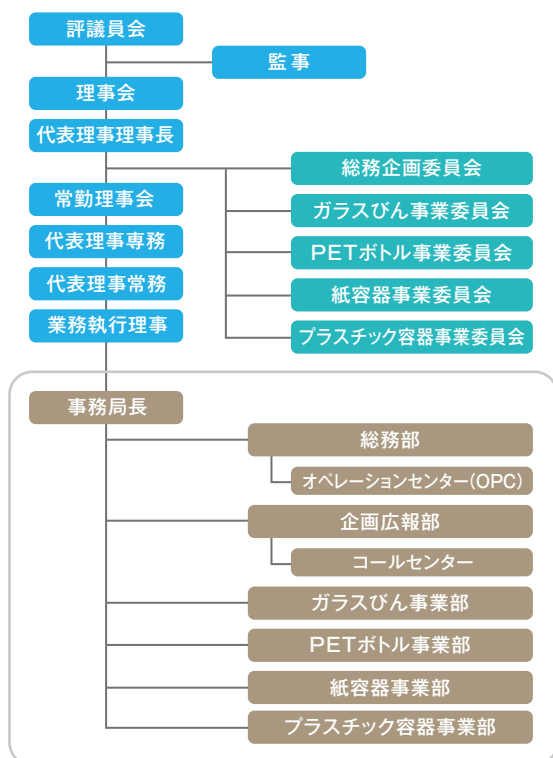
公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会
企画広報部 Tel:03-5532-8610
〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-14-1
郵政福祉琴平ビル2階

協会概要

協会事業の目的

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」に基づく特定事業者等からの受託による分別基準適合物の再商品化を行ない、あわせて、容器包装廃棄物の再商品化に関する普及及び啓発、情報の収集及び提供、調査研究等を行なうことにより、我が国における生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与すること。

組織図



* 職員数：33名(28年3月末現在)

* すべての役員は、民間企業・団体出身者で構成されています。

* 事業は特定事業者などからの委託料収入で実施されており、国からの委託費や補助金はありません。



[常勤理事(業務執行理事)]

前列左から、代表理事専務・事務局長 土橋和則、代表理事専務 小山博敬、プラスチック容器事業部長 公文正人

後列左から、総務部長 高松和夫、PETボトル事業部長 橋本賢二郎、ガラスびん事業部長兼紙容器事業部長 鈴木隆、企画広報部長 木野正則

沿革

平成7 (1995) 年度	容器包装リサイクル法(以下、容リ法)公布
平成8 (1996) 年度	<ul style="list-style-type: none"> ● 主務4省(厚生、通商産業、大蔵、農林水産。現在は5省:環境、経済産業、財務、厚生労働、農林水産)から財団法人設立許可を取得 ● 財団法人日本容器包装リサイクル協会(以下、容リ協)設立 ● 主務4省から指定法人としての指定を受ける
平成9 (1997) 年度	<ul style="list-style-type: none"> ● 容リ法本格施行に伴い、大規模事業者を特定事業者としてガラスびん、PETボトルの再商品化事業を開始 容リ法、本格施行
平成12 (2000) 年度	<ul style="list-style-type: none"> ● 容リ法完全施行に伴い、全事業者(小規模事業者を除く)を特定事業者として、ガラスびん、PETボトルに加え、紙製容器包装、プラスチック製容器包装の再商品化事業を開始 容リ法、完全施行
平成18 (2006) 年度	<ul style="list-style-type: none"> ● PETボトル、有償入札へ(有償分は市町村へ抛出) 改正「容リ法」公布
平成20 (2008) 年度	<ul style="list-style-type: none"> ● 「委託料金事業者別リスト(公表同意事業者のみ)」をホームページで公表 改正「容リ法」、完全施行
平成21 (2009) 年度	<ul style="list-style-type: none"> ● 紙製容器包装、有償入札へ ● 市町村への資金抛出を実施
平成22 (2010) 年度	<ul style="list-style-type: none"> ● 「公益財団法人」として新たにスタート ● プラスチック製容器包装、「材料リサイクル優先」において優先落札量を市町村申込量の50%とし、総合的評価制度を導入
平成23 (2011) 年度	<ul style="list-style-type: none"> ● 東日本大震災への緊急対応として、市町村、特定事業者、再商品化事業者への弾力的対応を実施
平成24 (2012) 年度	<ul style="list-style-type: none"> ● 樹脂相場的大幅な変動に伴いPETボトル再商品化事業者再選定の実施
平成26 (2014) 年度	<ul style="list-style-type: none"> ● PETボトル、年2回入札の正式実施
平成27 (2015) 年度	<ul style="list-style-type: none"> ● 各種委託単価、入札単価を消費税抜きとする ● 再商品化事業者向け「不服申立窓口」を開設

詳細は、当協会ホームページをご覧ください。
(<http://www.jcpra.or.jp/>)

数値については、四捨五入しています。合計と内訳は合わない場合があります。

全国1,560市町村から、 124万トンを引き取る



モノの流れ…▶ 市町村 から
再商品化事業者

27年度は、1,560市町村から分別基準適合物が容リ協へ引き渡されました。これは、全国1,741市町村(27年4月1日現在、東京23区を含む)の89.6%(26年度89.2%)に当たります。容リ協が市町村から引き取った分別基準適合物の総量は、4つの素材を合わせて計124万トン(26年度123万トン)に及びました。

184社の再商品化事業者により、 再商品化製品が97万トン



モノの流れ…▶ 再商品化事業者 から
再商品化製品利用事業者

実際のリサイクル業務を委託する再商品化事業者に関しては、容リ協は市町村の保管施設ごとに電子入札を実施し、4素材それぞれに選定しています。27年度は、184社(26年度183社)の再商品化事業者にリサイクル業務を委託しました。再商品化製品量は、4つの素材を合わせて計97万トン(26年度95万トン)となりました。

再商品化
委託費用
366億円

再商品化事業者に支払ったリサイクル費用は366億円

お金の流れ → 再商品化実施

27年度は、計80,059社(26年度78,430社)の特定事業者から390億円(26年度381億円)を受け取り、これに、市町村が負担する小規模事業者分の5億円(26年度5億円)を加えた395億円(26年度386億円)

が、27年度の再商品化実施委託料収入の合計です。容リ協はリサイクル費用(再商品化委託費用)として366億円(26年度372億円)を再商品化事業者に支払いました。

有償入札拠出金
68億円

PETボトル等の市町村への有償入札拠出金は68億円

お金の流れ → 有償分拠出金

27年度中の使用済みPETボトル等の有償入札に伴う収入は72億円(26年度112億円)となり、容リ協から市町村への有償拠出は1,145市町村等(26年度

1,162市町村等)を対象に68億円(26年度103億円)でした。この差は消費税相当分を差し引いたことなどによるものです。

合理化拠出金
14億円

市町村に支払われた合理化拠出金は14億円

お金の流れ → 合理化拠出金

20年度から施行された改正容リ法に基づく「資金拠出制度」は、再商品化の合理化・効率化の成果を、事業者と市町村が分け合うという仕組みです。27年

9月、26年度分の合理化拠出金として1,428市町村等を対象に計14億円(25年度分は21億円)が支払われました。

事業経費
33億円

租税公課を除く事業経費は、支出合計の4.0%

容リ協の事業経費

容リ協がリサイクル事業を運営するためにかかった27年度経費は、33億円。主な内訳としては、租税公課(14億円)、コンピュータ処理費用(5億円)、再商

品化事業者の調査費用(4億円)、人件費(3億円)などです。租税公課分を除くと、支出合計の4.0%に当たります。

主な取り組み

Topics トピックス

27年度は、
消費者の皆さんへの
情報発信に努めました



企画広報部 高橋佳乃子

消費者啓発に向けた取り組みの強化



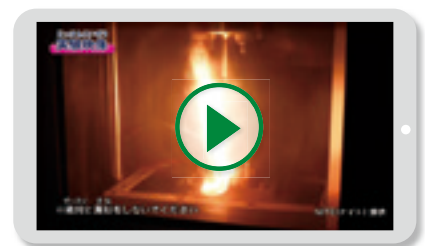
「プラスチック製容器包装に危険な異物を混ぜないで！ ～禁忌品混入防止のお願い～」の制作・動画配信

近年、カミソリ、電池、ライターをはじめとした、発火や作業員のケガにつながる危険物の混入が増えています。これを受けて容り協では、平成27年9月に市民を対象とした「禁忌品」混入防止を呼びかけるDVDを制作しました。このDVDは、小学生4年生の男の子を中心に、父と母、おじいちゃんとおばあちゃんが、テレビから語りかけてくるお姉さんとのやり取りを通して、危険な異物について学んでいく内容となっており、全国市区町村へ配付するとともに容り協ホームページへも動画を掲載しました。市町村に

おいては、市内の全小学校や自治体連合会に配付したり、庁舎のロビーで放映するなど、様々な形で市民への啓発活動にご活用いただいています。



分別排出時のお願い事項



乾電池の発火実験



座談会「グリーンコンシューマーの育成に向けた 消費者への情報発信を考える」

年3回(5、11、2月)発行している会報誌「容り協ニュースNo.71(平成27年11月末発行号)」の巻頭特集にて、小売業(ユニー株式会社)、メーカー(ライオン株式会社)、NPO(ごみじゃぱん)の方々にお集まりいただき、グリーンコンシューマーの育成に向けた情報発信や啓発活動のあり方について、現状や今後の課題について話し合っていました。子ども向けの環境学習の実施、消費者の意識改革を促す取り組み、また、学生が主体となって企業と連携して行なっている活動などをご紹介します。



ホームページ

「よくわかる！ 容器包装のリサイクル」を新設

従来の初心者向けサイト「容り法って何だろう？」を、平成27年12月に「よくわかる！ 容器包装のリサイクル」にリニューアルしました。消費者の皆さんが、リサイクルの大切さを理解したうえで、日々の消費後の排出について確認し、さらに実践につなげることを目的に再構築しました。

①容り制度ができた理由、②容器包装と分別ルール、③リサイクルの流れ、④これまでの成果、⑤トピックス、⑥リサイクル団体HPリンク集の構成で、小学校高学年でも学べるサイトになっています。



「市町村環境学習等取り組み事例紹介サイト」を新設

ごみ・リサイクル問題を中心とした環境学習活動について、各地市町村・一部事務組合の取り組み状況や事例の共有化をはかり、関係の皆さまの参考に供するため、「市町村環境学習等取り組み事例紹介サイト」を平成27年11月より開設しました。

同サイトでは、当協会と引取契約のある約1,200の市町村・一部事務組合にご協力をいただき、市民向け・

子ども向けのごみリサイクルに関する普及啓発の取り組みについて、取り組み内容ごとの実施率といった統計情報をまとめました。また、主に小学生を対象として市町村が制作している副読本・手引書・絵本などの環境教材については、それらの概要が照会できるサイトとなっており、157の事例がご覧いただけます。

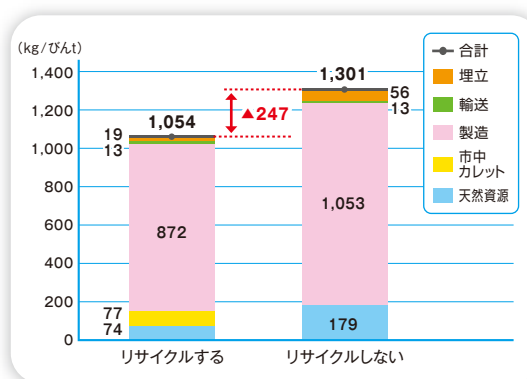


《ガラスびんリサイクルのLCA分析》

平成28年3月、ガラスびん事業部では使用済みガラスびんの収集～選別・保管～再生処理に至るリサイクル工程における「消費エネルギー原単位」「排出CO₂原単位」を算出し、ガラスびんのリサイクル効果に関する報告書を取りまとめました。

当協会と取引のある市町村保管施設891（うち有効回答数：641）、再商品化事業者53社（うち有効回答数：43社）を対象に実施したアンケートから、環境負荷を分析したものです。天然資源からガラスびんを生産する場合と比較して、再生材（カレット）を利用してガラスびんを生産（リサイクル）した場合、ガラスびん1トン当たり247kgの排出CO₂削減効果があることが確認されました。

今後、様々な機会をとらえて、市町村・関係業界及び一般消費者向けにガラスびんのリサイクル効果を情報発信していきます。



《再商品化見通し等報告会》

「平成27年度再商品化見通し等報告会」を、28年3月3日に開催しました。本報告会は各事業委員会（ガラスびん、PETボトル、紙容器、プラスチック容器）と総務企画委員会の委員を対象とするもので、27年度の再商品化実績の見通し、決算見通し、28年度再商品化事業者の落札結果などについて報告しました。



《特定事業者向け説明会》

平成27年11月～28年1月にかけて全国19カ所で計20回、特定事業者向け説明会・個別相談会を開催しました。容器包装リサイクル制度及び28年度再商品化委託申込手続きなどについての説明を行ない、計902名にご参加いただきました。また、説明会終了後に設けられた希望者を対象とした個別相談会では計88名が参加され、当協会担当が一人ひとりに対応しました。



〈PETボトル中国視察〉

平成27年9月14日～19日、当協会はPETボトルリサイクル推進協議会と合同で、中国視察を実施しました。9月17・18日に上海市で開催された「第11回中国国際リサイクルポリエステル会議」(中国・調査機関主催)に参加して、海外諸国のリサイクル事情や再商品化設備などの発表を聴講しました。

さらに、原油価格の急落に伴うPET樹脂国際価格の低下や中国全体の経済成長の鈍化が叫ばれているなか、中国の主要なPETボトル再生材料利用メーカー5社を訪問調査し、その影響な

どについてヒアリングを実施しました。今後の中国PETボトルリサイクル状況の動向は、日本のPETボトル再商品化事業に大きく影響するため、継続的に注視していきます。



第11回中国国際リサイクルポリエステル会議の様相

〈JICA研修〉

平成27年11月5日及び28年2月17日にJICA関西国際センター主催のアジア、中南米地域課題別研修「総合的な廃棄物管理(全般)」において、各国の廃棄物関係の自治体職員等を対象に、当協会より容器包装リサイクル制度、日本国内における資源ごみの排出時の注意点について説明しました。この研修は、アジア、中南米における廃棄物管理や3R推進など環境啓発に向けた行政能力向上を目的に実施されたものです。



28年2月17日の研修の様相

〈タイ視察団〉

平成27年11月24日、タイ政府関係者を含む11名からなるプラスチックリサイクル視察団の訪問を受け入れました。これは、タイの廃プラスチックのリサイクルを日本の水準にまで高めることを目的に実施されたもので、当協会からは日本の容器包装リサイクル制度の説明と日本におけるプラスチックリサイクルに関する情報提供を行ない、視察団から多くの質問が寄せられました。その後、視察団は日本におけるプラスチックリサイクルの現状とその仕組みについて学ぶため、自治体や事業者及びリサイクラーを視察されました。



タイからのプラスチックリサイクル視察団

〈再商品化事業者管理の徹底〉

再商品化事業者へ支払われる「再商品化委託料」に関しては、市町村からの引渡実績報告、再商品化事業者からの再商品化に関する受払月報、さらに再商品化製品利用事業者の受領書について、照合・確認を実施したうえで支払い手続きを行なっています。また、再商品化業務が適正に実施されるように再商品化事業者を訪問し様々な検査（現地検査）を実施。再商品化受払月報と再商品化事業者の社内伝票などの照合、再商品化設備と登録申請内容との確認、各種許認可や条例の遵守状況も確認しています。

平成27年度は、現地検査に使用する確認すべき事項を整理したチェック表についても、より効率

的な現地検査が実施できるように見直しました。さらに、プラスチック製容器包装の場合は再商品化製品のサンプリングもあわせて実施し、品質基準の遵守状況も確認しました。



サンプリング実施の様子

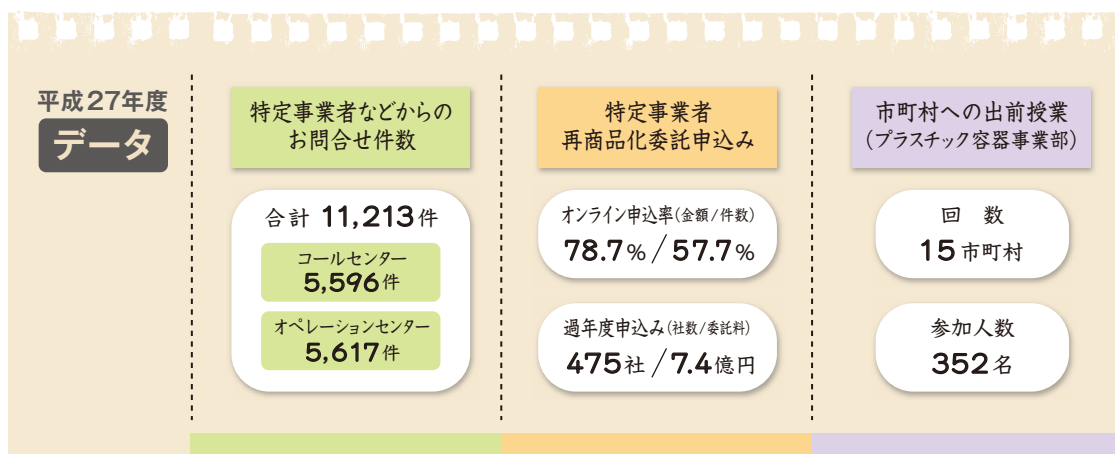
〈不服申立制度の開設〉

再商品化事業者向けの「不服申立窓口」の運用を、平成27年8月3日からスタートしました。「不服申立窓口」とは、再商品化事業に関して当協会が実施する「再商品化業務規程」「事業者登録規程」及び「再商品化実施に関する不適正行為等に対する措置規程」に基づく運営について不服がある場合に、第三者的視点に立って不服申立事項についてその妥当性を判断する仕組みです。

東京都内の法律事務所が第三者的視点となる「不服申立窓口」となっています。

不服申立制度をスタートさせるにあたり、27年7月に実施された4事業部の「平成28年度向け登録説明会」において、その仕組みについて説明を行いました。

なお、27年度は1件の不服申立がありました。



◀ 28年度に向けた再商品化事業の業務の流れ ▶

	国	協会の取り組み		
		市町村 を対象に	再商品化事業者 を対象に	特定事業者 を対象に
27年 6月	<p>容器包装廃棄物分類調査 (26年9月~27年2月: 環境省調査)</p> <p>容器包装利用・ 製造等排出実態調査 (6月1日~7月8日: 経済産業省・農林水産省調査)</p>			<p>各種調査</p> <p>各種説明会</p> <p>審査・選定業務</p> <p>通知・公開等</p>
7月		<p>分別基準適合物 引渡量調査 (6月19日~7月17日)</p> <p>調査票集計業務 (7月18日~8月21日)</p>	<p>再生処理事業者 登録に関する官報公示 (7月1日)</p> <p>登録説明会 (7月9日・10日)</p> <p>登録申請書類提出締切 (7月31日)</p>	
8月				
9月				
10月	<p>平成28年度再商品化 義務量算定に係る量・比率の審議 (10月15日~21日書面審査)</p>	<p>市町村引渡申込み (10月23日~11月20日)</p>	<p>登録審査業務 (8月1日~11月4日)</p>	<p>平成28年度再商品化義務量 算定係数の算出 (10月)</p> <p>理事会での平成28年度 再商品化実施委託単価及び 平成27年度抛出土委託単価の決定 (10月22日)</p>
11月	<p>パブリックコメント募集 (10月28日~11月26日)</p>	<p>市町村担当者説明会 (11月6日~13日)</p>	<p>登録審査結果通知 (11月16日)</p>	<p>商工会議所・商工会共催の 特定事業者制度説明会実施 (11月11日~1月22日)</p>
12月	<p>上記の量・比率の確定 (12月1日)</p>		<p>登録事業者向け入札説明会 (12月14日・15日)</p> <p>入札 (12月21日~1月22日)</p>	<p>平成28年度 再商品化委託申込官報告示 (12月7日)</p> <p>再商品化委託申込み (12月7日~2月5日)</p>
28年 1月		<p>入札条件リストの開示 (12月21日)</p>	<p>入札選定業務 (1月25日~2月15日)</p>	
2月		<p>入札選定結果通知 (2月17日)</p>	<p>入札選定結果通知 (2月17日)</p>	
3月	<p>上記の量・比率に係る 施行規則告示 (3月31日)</p>	<p>引渡契約・覚書締結 (3月31日)</p>	<p>再商品化事業者説明会 (3月14日・17日・18日)</p> <p>再商品化契約締結 (3月31日)</p>	<p>再商品化委託申込み締切 (3月31日)</p>

再商品化実績

CONTENTS

素材別の利用状況 p13-14

特定事業者関連 p15

- 再商品化実施委託単価
- 再商品化実施委託料
- 特定事業者申込社数
- 抛出委託単価／抛出委託料

市町村関連 p16

- 市町村からの引渡数量
- 引渡市町村数／保管施設数
- 合理化拠出金／受取市町村数

再商品化事業者関連 p17

- 落札単価(加重平均)
- 再商品化事業者への委託料総額
- 再商品化製品販売量実績
- 再商品化事業者の登録・落札状況



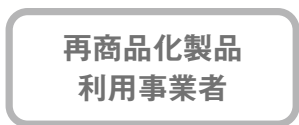
市町村からの引渡数量
約**124**万トン

素材別

$$\text{年間1人当たりの引渡数量} = \frac{\text{市町村からの引渡数量}}{\text{引渡し市町村の人口}}$$

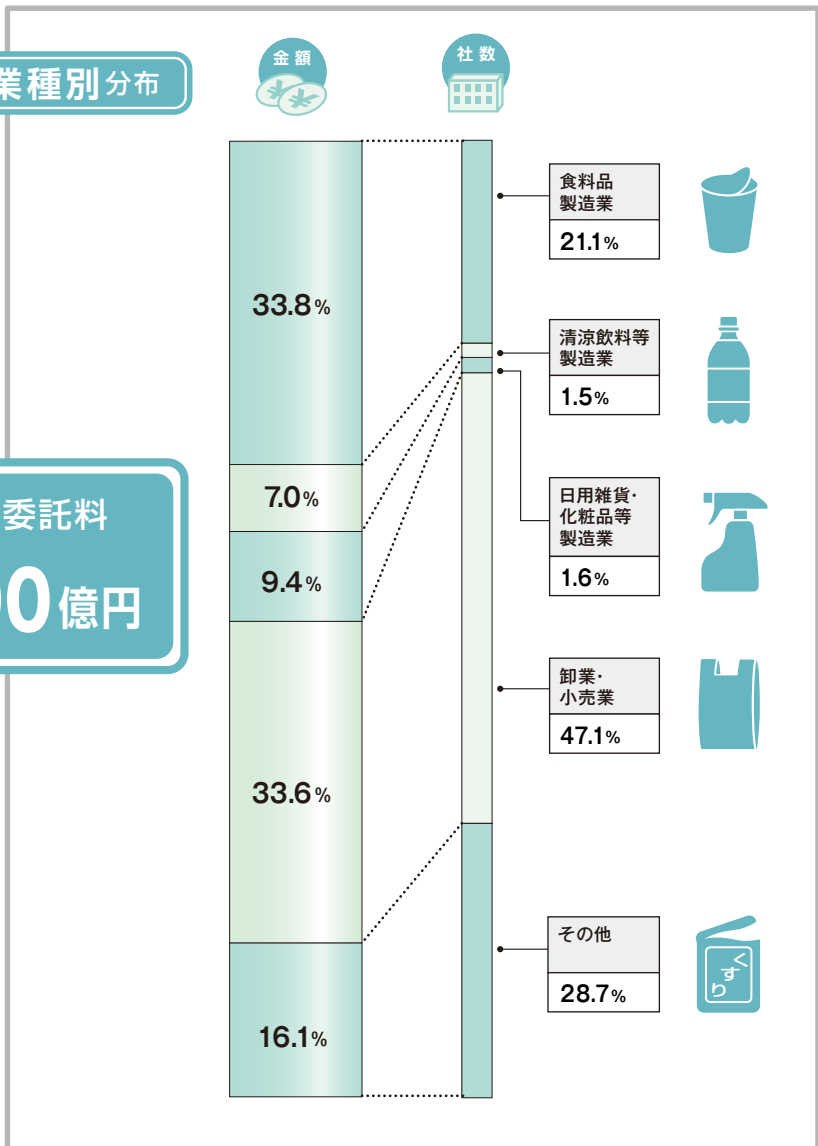


※1: 100ml入りびん1本=100gとして ※2: 500mlボトル1本=25gとして ※3: ティッシュケース1箱=30gとして ※4: 外袋1袋=2.5gとして

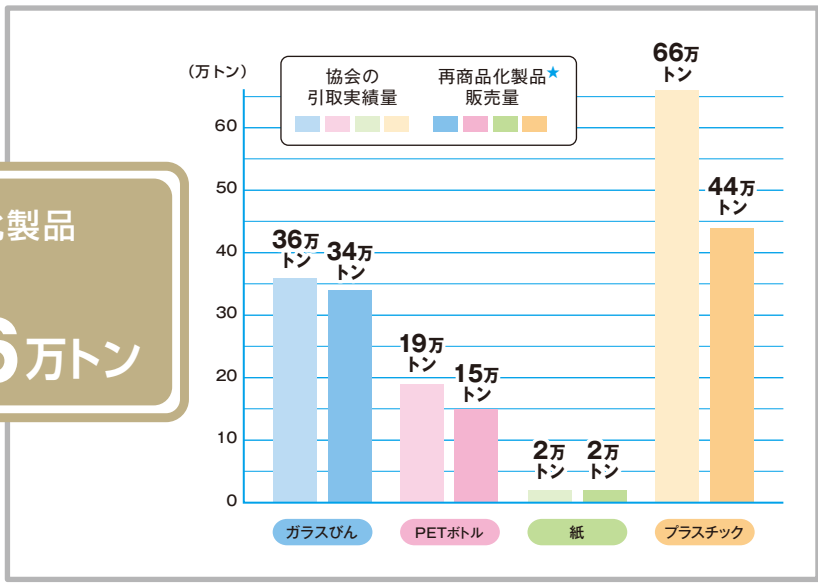


特定事業者業種別分布

再商品化委託料
約390億円



再商品化製品
販売量
約96万トン



★27年度に引き取ったものについて、28年6月末までに再商品化したもの実績値

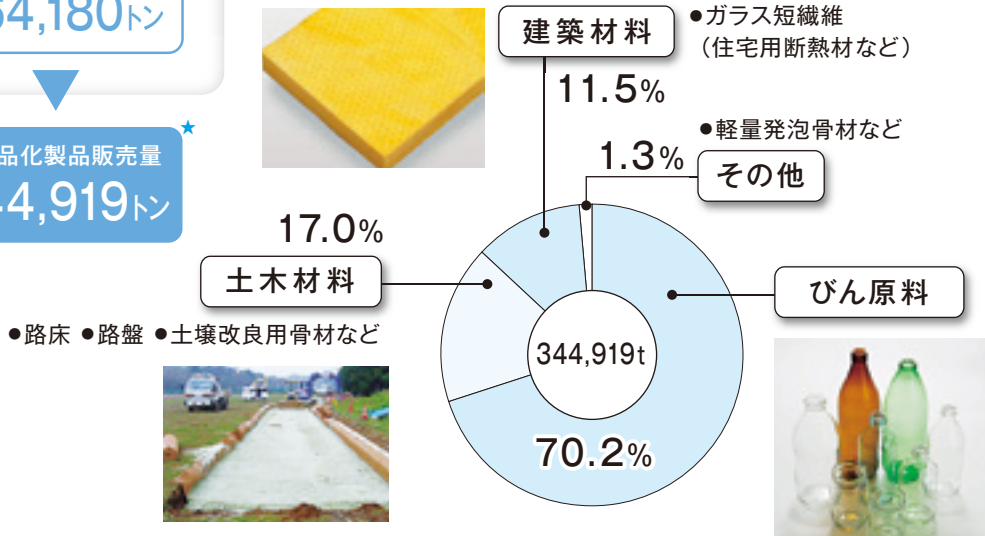
27年度引取分のリサイクル(再商品化)製品の利用状況

ガラスびん

市町村からの引取量は36.4万トンで前年度より2%増加しました。再商品化製品の利用状況は、全体の約70%(ガラスびん業界全体では約80%)がびん原料となっています。その他の用途では、前年度に引き続き、建築用断熱材などに利用されるガラス短繊維の需要が伸びています。

協会の引取実績量
364,180トン

再商品化製品販売量
344,919トン

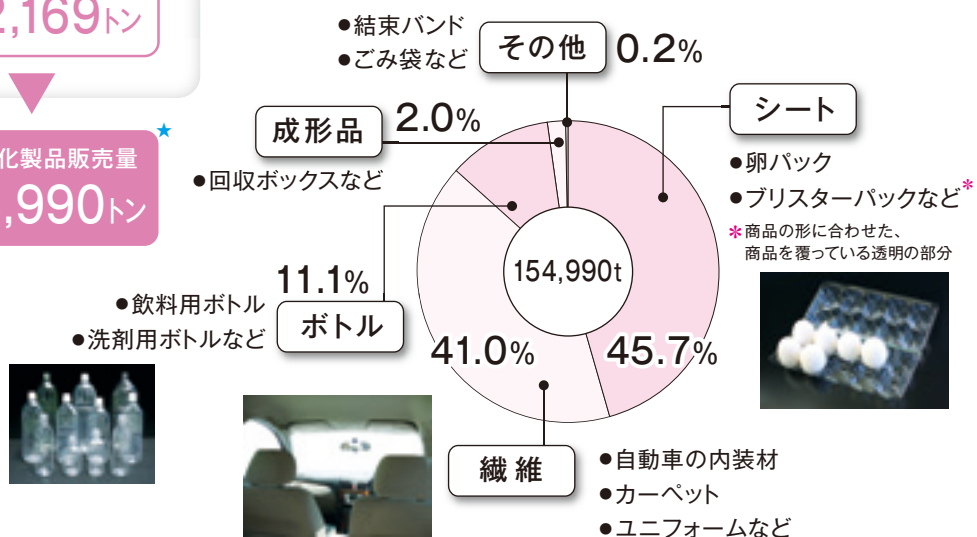


PETボトル

市町村からの引取量は19.2万トンで前年並みとなりました。再商品化製品は主にシートと繊維に利用されています。使用済みPETボトルを、物理的手法により飲料用PETボトルへ戻す方法が本格化され始めたのに加え、食品向けトレイなどへの展開も始まりました。

協会の引取実績量
192,169トン

再商品化製品販売量
154,990トン



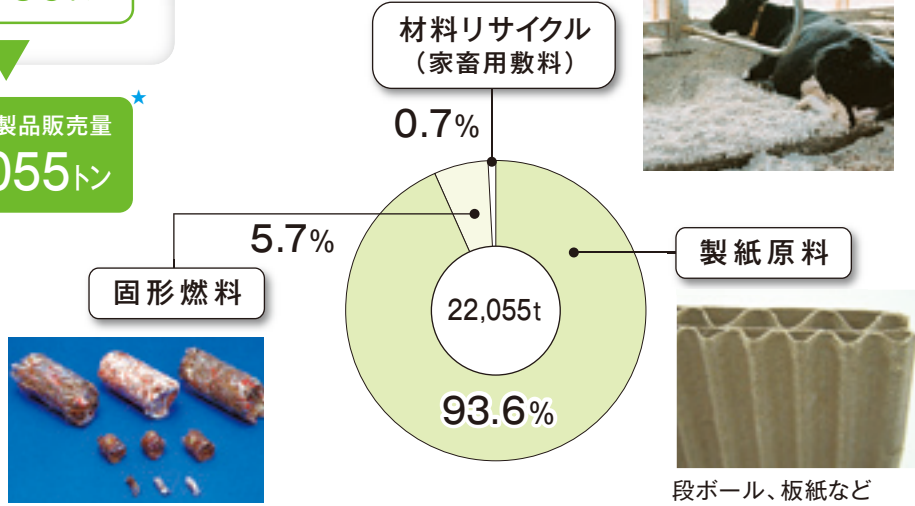
★ 27年度に引き取ったものについて、28年6月末までに再商品化したものの実績値

紙製 容器包装

市町村からの引取量は約2.3万トンで前年を3%下回りました。再商品化製品の利用状況は全体の約94%が製紙原料であり、品質の高さが認められ高い需要につながっています。

協会の引取実績量
22,660トン

再商品化製品販売量
22,055トン

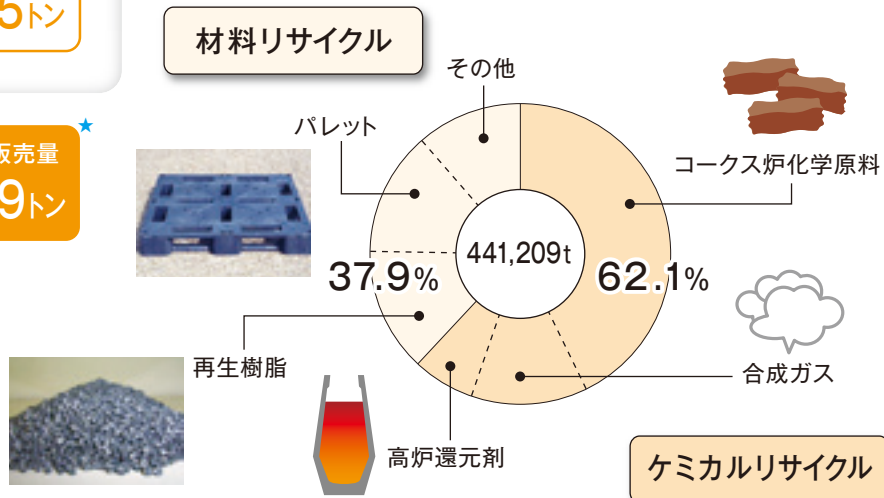


プラスチック製 容器包装

市町村からの引取量は約66.3万トンで前年より9千トンの増加となりました。再商品化製品の利用状況は、パレットや再生樹脂などの材料リサイクル製品が全体の約38%、コークス炉化学原料や合成ガスを中心としたケミカルリサイクルが約62%でした。

協会の引取実績量
662,575トン

再商品化製品販売量
441,209トン



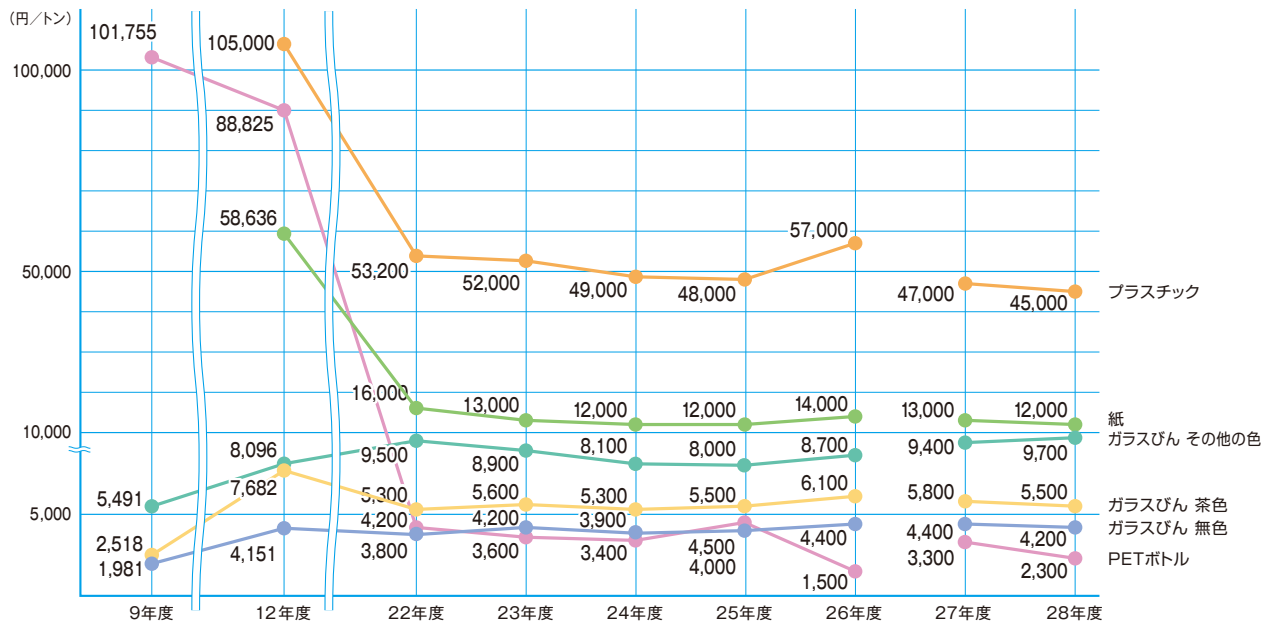
* 白色トレイを除く

平成27年度・再商品化実績 特定事業者関連

再商品化実施委託単価

特定事業者 ▶ 容リ協

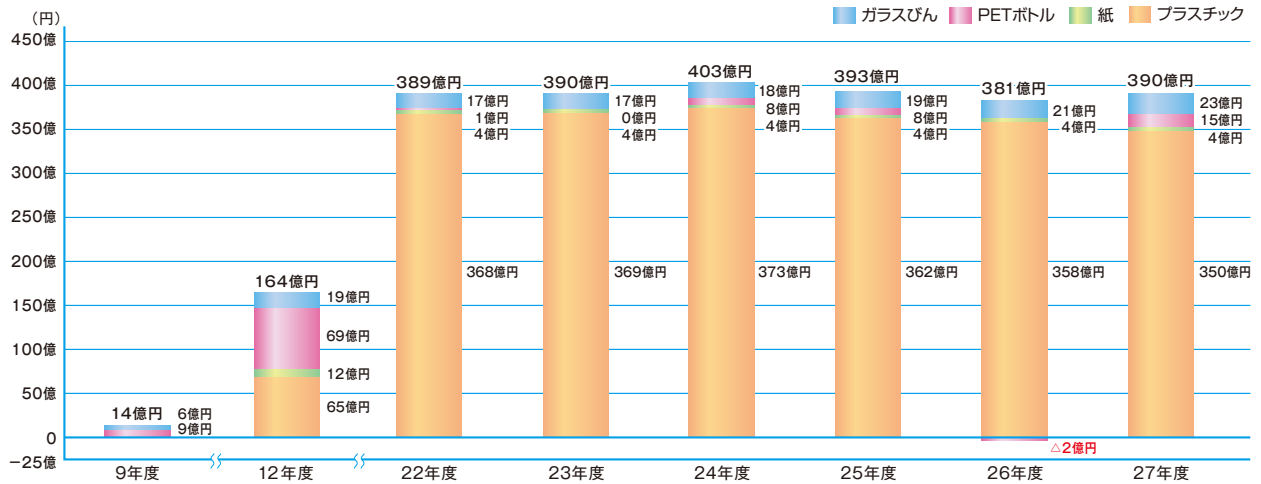
● ガラスびん 無色 ● ガラスびん 茶色 ● ガラスびん その他の色
● PETボトル ● 紙 ● プラスチック



*25年度以前は消費税5%込み、26年度は消費税8%込み、27年度以降は消費税抜きの単価です

再商品化実施委託料

特定事業者 ▶ 容リ協



*26年度PETボトルは、主に次年度支出の有償収入に係る消費税期末調整のため、マイナスになっています

特定事業者申込社数

特定事業者 ▶ 容リ協

(単位：社)

	12年度	25年度	26年度	27年度
ガラスびん	3,803	3,287	3,235	3,199
（無色）	(3,208)	(2,815)	(2,788)	(2,755)
（茶色）	(1,722)	(1,426)	(1,377)	(1,365)
（その他の色）	(1,548)	(1,170)	(1,144)	(1,138)
PETボトル	962	1,303	1,292	1,276
紙	41,206	59,330	60,598	64,334
プラスチック	56,944	74,914	76,388	78,482
総数	59,449	76,571	78,430	80,059

抛出委託単価／抛出委託料

27年支払い

特定事業者 ▶ 容リ協

(単位：円/トン)

抛出委託単価	26年度分
ガラスびん(無色)	0
ガラスびん(茶色)	0
ガラスびん(その他の色)	0
PETボトル	100
紙	200
プラスチック	1,900

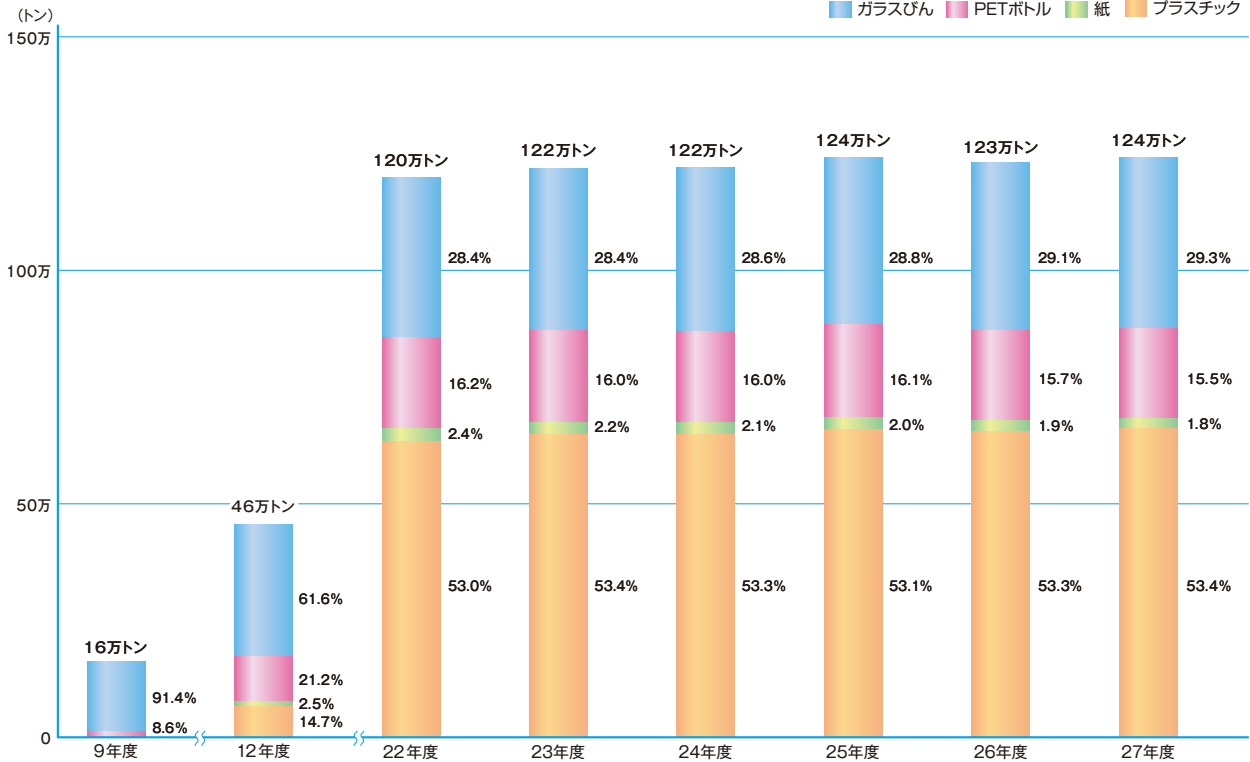
*消費税抜きの単価です

(単位：円)

抛出委託料	26年度分(27年支払い)
ガラスびん(無色)	0
ガラスびん(茶色)	0
ガラスびん(その他の色)	0
PETボトル	102,345,485
紙	1,754,123
プラスチック	1,284,532,772
合計	1,388,632,380

市町村からの引渡量

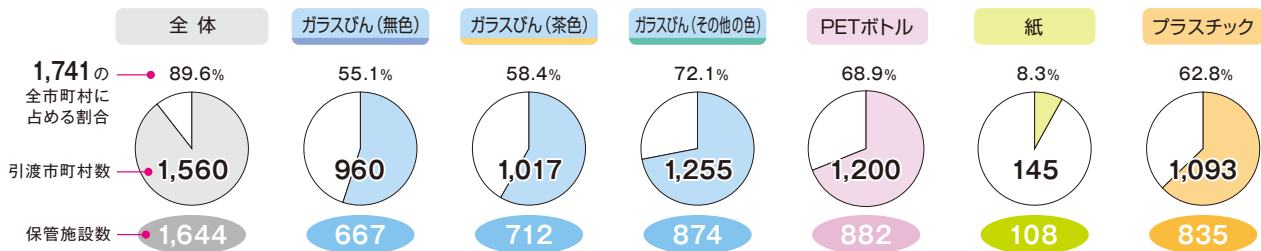
市町村 ▶ 容リ協



引渡市町村数／保管施設数

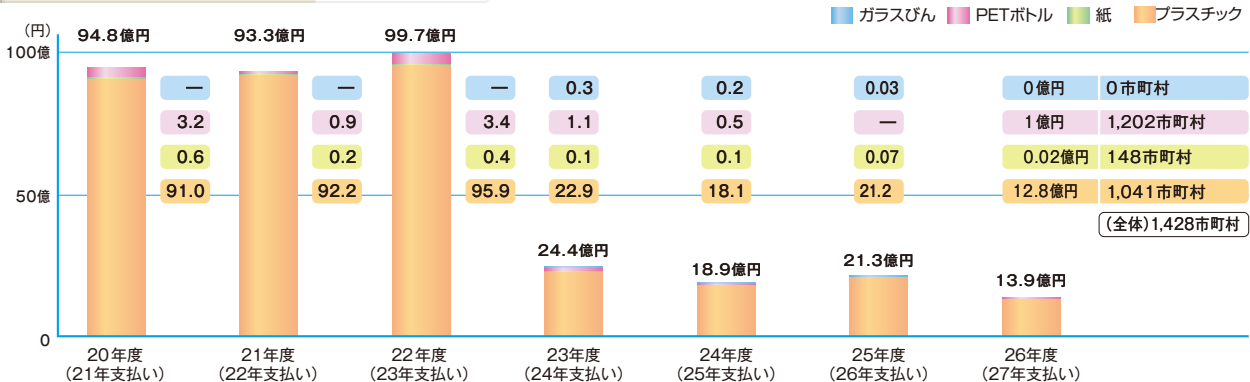
27年度

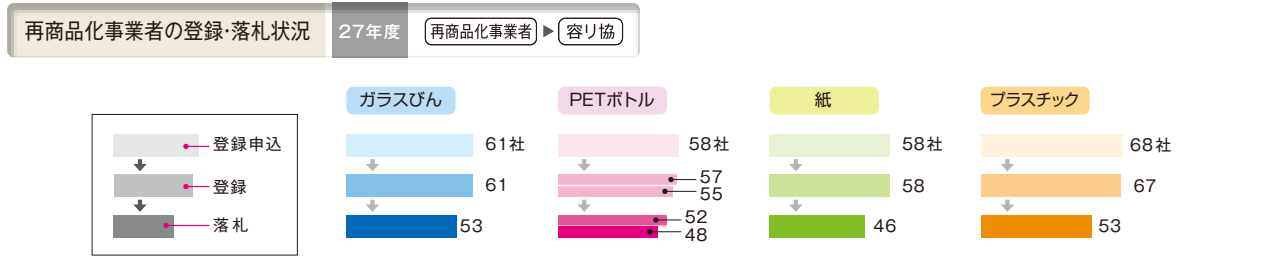
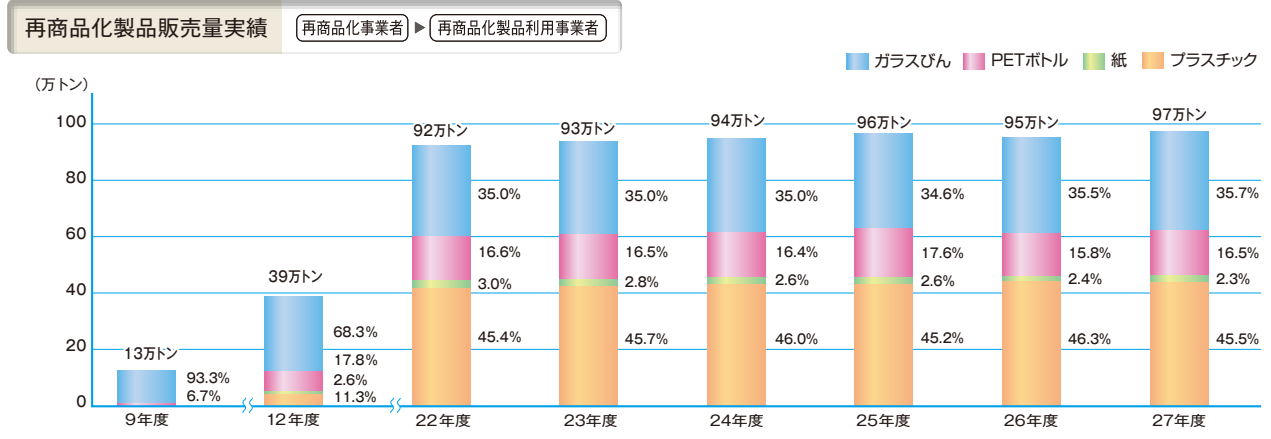
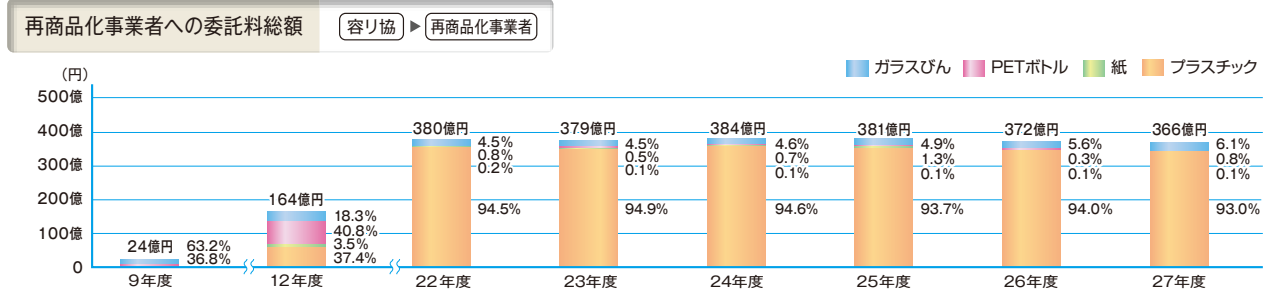
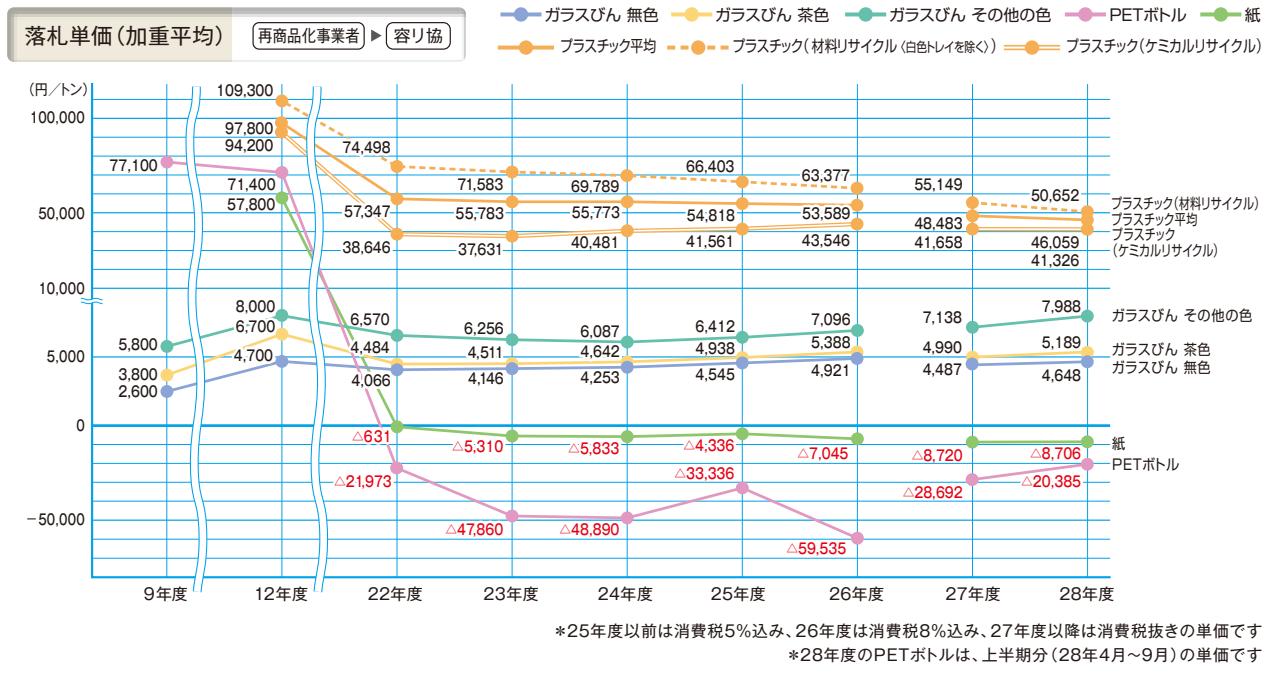
市町村 ▶ 容リ協



合理化拠出金／受取り市町村数

容リ協 ▶ 市町村

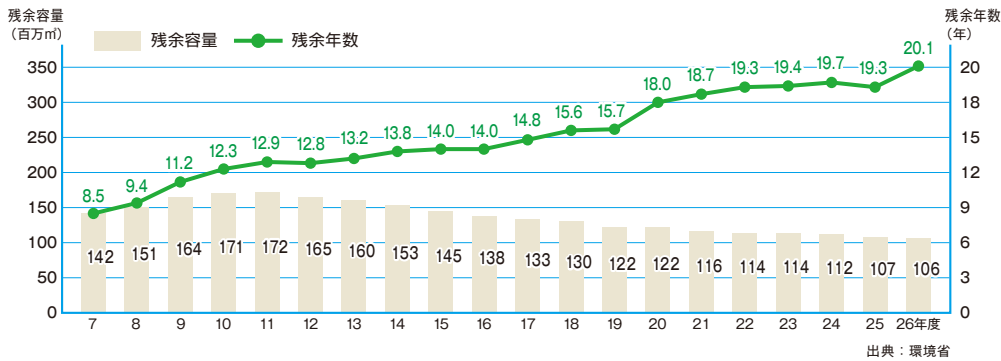




容り法の成果

一般廃棄物最終処分場の

残余容量・残余年数の推移

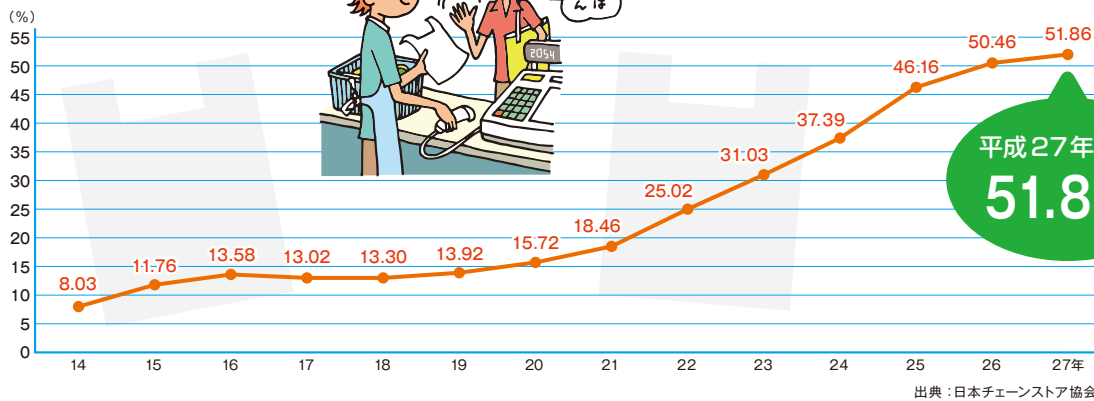


平成7年
残余年数
8.5年

平成26年
残余年数
20.1年

レジ袋の

辞退率の推移



平成27年10月
51.86%

リデュース

平成16年度 → 平成26年度

3R 推進団体連絡会データ

1本当たり
平均重量



ガラスびん

指定PET
ボトル全体で



PETボトル

総量



紙製容器包装

削減率



プラスチック製容器包装

リサイクル率 回収率

平成26年度

3R 推進団体連絡会データ

リサイクル率



ガラスびん

リサイクル率



PETボトル

回収率



紙製容器包装

再資源化率



プラスチック製容器包装

容器包装リサイクル法に関する合同会合

(産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会 容器包装リサイクルワーキンググループ、中央環境審議会循環型社会部会容器包装の3R推進に関する小委員会)

25年9月に始まった合同会合は、28年5月に報告書が取りまとめられました。

年度	回数	日付	内容
27年度	第15回	28年 1月20日	分別収集・選別保管及び分別排出、再商品化及びその他の論点
	第16回	2月25日	取りまとめに向けた議論の整理
	第17回	3月16日	容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書(案)
28年度	第18回	5月31日	容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書、同報告書に基づく今後の対応

● 容り協はオブザーバーとして出席するほか、再商品化実績データなどの資料提供を行ないました。

編集・発行
公益財団法人
日本容器包装リサイクル協会

〒105-0001
東京都港区虎ノ門1-14-1
郵政福祉琴平ビル 2階
(企画広報部)
Tel. 03-5532-8610
Fax. 03-5532-9698
URL : <http://www.jcpra.or.jp/>

●禁無断転載

